

○恵庭市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の導入について

【1】 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式は、価格のみで落札者を決定している現行の落札方式に、価格以外の要素（企業の施工実績や工事成績、配置技術者の能力、地域貢献等）を加味して落札者を決定する方式です。このため最低入札者が落札するとは限りません。

この方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行）で示された「安全で品質の高い社会資本整備を進めていく」との目標達成のために導入された落札方式です。

【2】 総合評価落札方式と現行の落札方式との関係

総合評価落札方式は、現行の一般競争入札における「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」の決定方法の一つです。

従って、今回導入する総合評価落札方式は、事後審査型条件付一般競争入札の枠組の中で運用するもので、落札者を決定するための定義や運用について、現行の契約事務規則などの改正やこの方式の内容を周知するための要綱の策定を行います。

【3】 落札者の決定方法

落札者は、価格及び予め設定した評価項目に対する点数の合計点で決定します。

恵庭市では小規模市町村に合わせ総合評価方式の内、特に簡易な「特別簡易型」で実施することとし、評価項目は①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献の3項目としています。

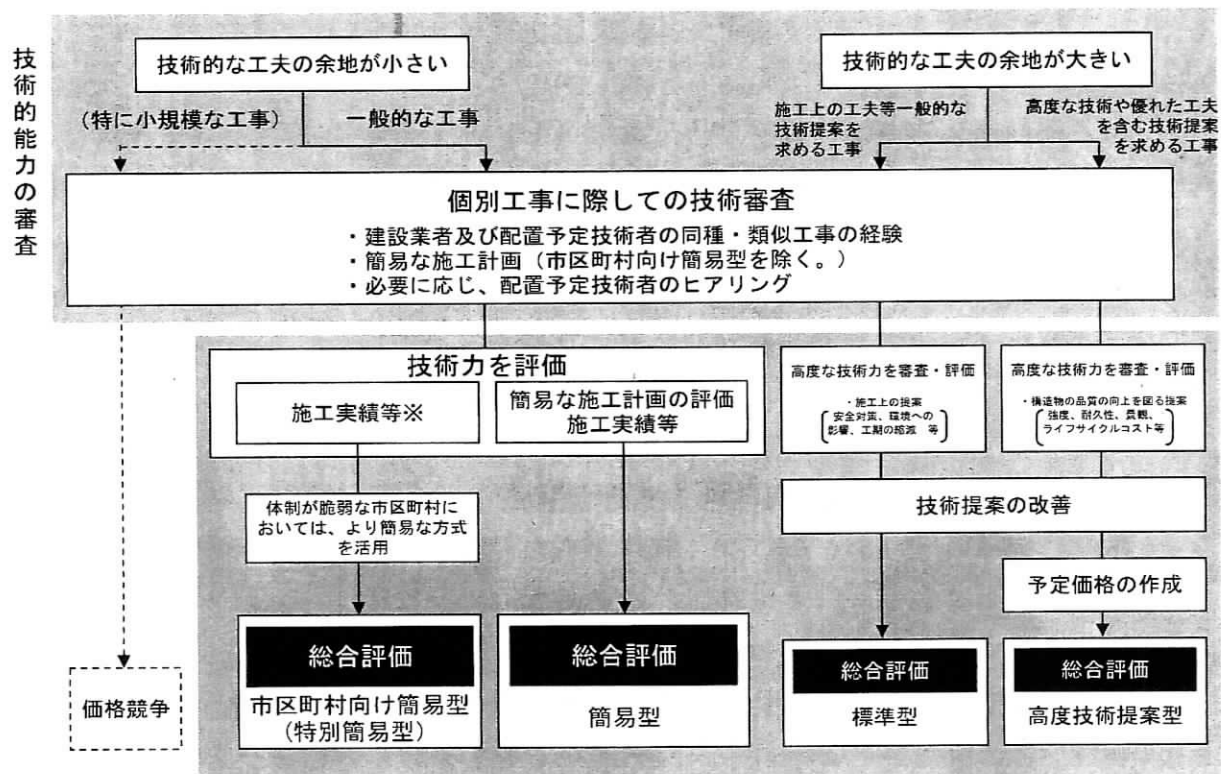
なお、落札者決定基準及び落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令等に基づき、外部の学識経験者の意見を聞くことが決められています。

【4】 総合評価落札方式の実施

総合評価落札方式による対象工事や発注時期等は、現在未定ですが、当分の間は制度設計の確認や周知を目的として試行により行います。

該当工事については指名選考委員会で決定します。

【5】総合評価方式の体系



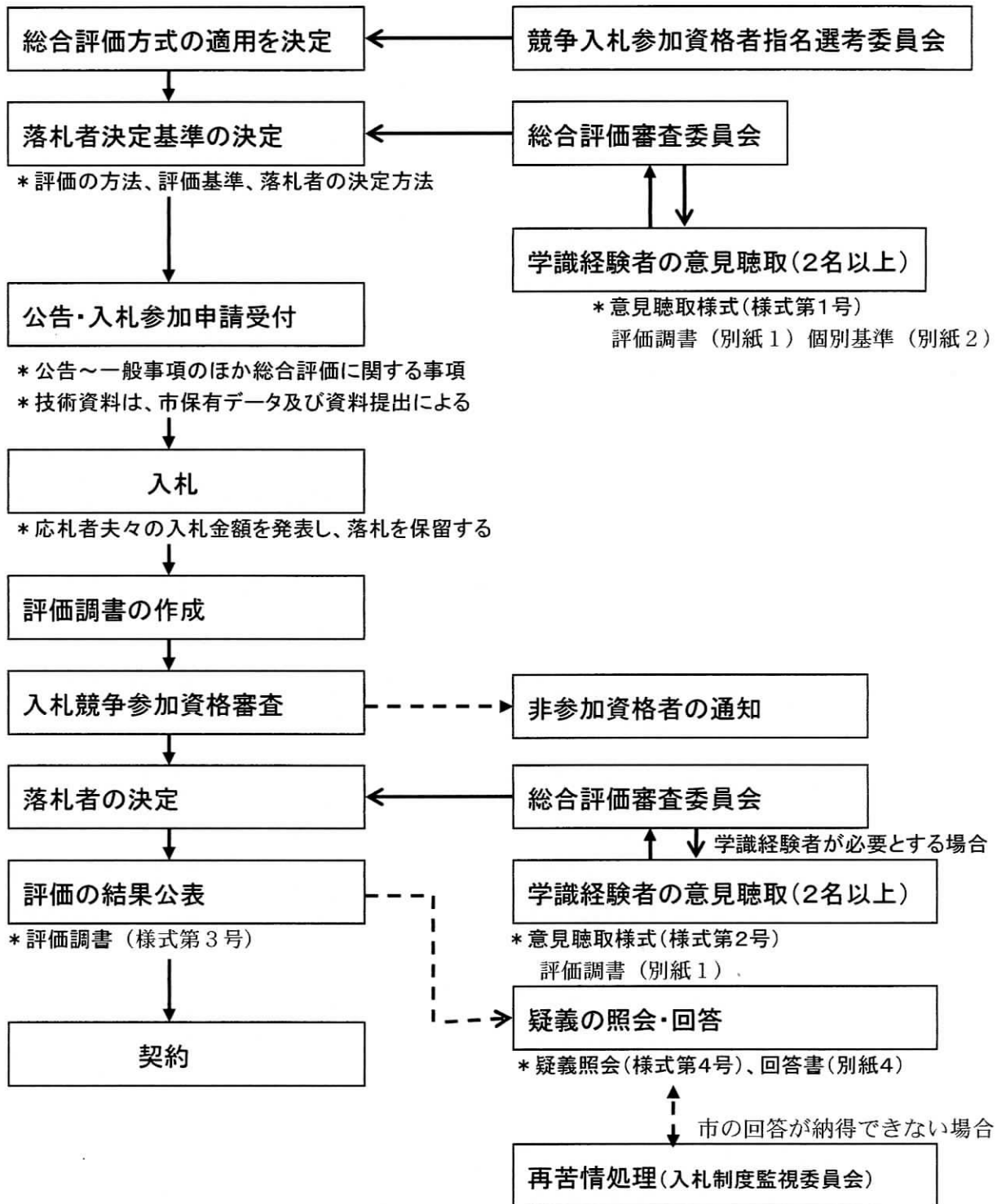
※技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

【6】価格以外の要素 (評価項目)

- 1) 企業の施工能力
- 2) 配置予定技術者の能力
- 3) 地域貢献

【7】総合評価方式（特別簡易型）の基本的な流れ

（事後審査型条件付一般競争入札）



「恵庭市競争入札参加資格関係事務処理要綱」に係る主観評価項目の追加について

1. はじめに

恵庭市の入札参加資格関係事務処理要綱に係る主観評価は、建設業の地域に対する社会貢献や CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）に対して項目を設け、このような企業の姿勢を高く評価する制度として導入されています。

企業がこのような取組みを積極的に行うことにより、企業イメージの向上や魅力ある企業として社会的に認知され、他企業との差別化を図ることが可能となります。

2. 主観評価項目の見直し

現在、市が推進する「雇用対策」のほか「男女共同参画社会の推進」「子育て支援」等に関連する項目を新たに設定し、このような活動に取り組む事業者に優遇措置を講ずるものです。

3. 現行の主観評価項目

主観評価項目	要件	主観評価項目点
(1) 障害者の雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項の規定に基づく雇用状況の報告義務の区分に応じ、次に掲げる事業者 ア 報告義務がある事業者 法定雇用率を達成している事業者 イ 報告義務がない事業者 障害者を常時雇用している事業者	10点
(2) 災害時における市との協力体制	市と災害時における協定等を締結し、又は締結している団体に加入している事業者	10点
(3) ISO9001の認証取得	本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者	3点

<p>(4) ISO14001等の認証取得</p>	<p>本社又は委任先若しくは市内の営業所が次に掲げる認証のいずれかを取得している事業者</p> <p>ア ISO14001(財団法人日本適合性認定協会に認定されている審査登録機関、又は国際認定フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものをいう。)</p> <p>イ エコアクション21(財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証したものをいう。)</p> <p>ウ HES(エイチ・イー・エス推進機構が認証したものをいう。)</p>	<p>3点</p>
<p>(5) 表彰の受章等</p>	<p>定期申請時において、過去2年以内に次に掲げる表彰又は感謝状を受章等した事業者</p> <p>ア 道路ふれあい月間における国土交通大臣表彰</p> <p>イ 日本道路協会道路功労者表彰実施要綱に基づく表彰</p> <p>ウ 北海道開発局の優良工事等表彰</p> <p>エ 北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく表彰</p> <p>オ 恵庭市功労者等表彰条例(昭和55年条例第17号)に基づく善行者表彰</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、これに準ずる国、地方公共団体又は公的団体が行う表彰</p>	<p>1の表彰につき10点。ただし、20点を限度とする。</p>

4. 新たな主観評価項目

- (1) 雇用の拡大
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 子育て支援
- (4) 消防団協力

資料No.5

総務文教常任委員会所管事務報告資料
平成28年12月12日【企画振興部企画・広報課】

平成27年国勢調査の結果について

1) 北海道の人口は、538万1,733人

前回(平成22年)から、12万4,686人減少(2.3%減、年平均0.46%減)

		平成27年	平成22年	増減数	増減率
人口	総数	5,381,733人	5,506,419人	△124,686人	△2.3%
	男	2,537,089人	2,603,345人	△66,256人	△2.5%
	女	2,844,644人	2,903,074人	△58,430人	△2.1%
世帯数		2,444,810世帯	2,424,317世帯	20,493世帯	0.8%

2) 恵庭市の人口は、6万9,702人

前回(平成22年)から、318人増加(0.5%増、年平均0.1%増)、道内第13位

		平成27年	平成22年	増減数	増減率
人口	総数	69,702人	69,384人	318人	0.5%
	男	33,781人	33,945人	△164人	△0.5%
	女	35,921人	35,439人	482人	1.4%
世帯数		28,846世帯	27,634世帯	1,212世帯	4.4%

3) 恵庭市の平均年齢および年齢別構成人口

	平均年齢	15歳未満 【人】	15歳未満 割合	15～64歳 【人】	15～64歳 割合	65歳以上 【人】	65歳以上 割合
総数	45.4歳	9,132	13.1%	43,044	61.8%	17,526	25.1%
男	44.2歳	4,571	13.5%	21,468	63.6%	7,742	22.9%
女	46.6歳	4,561	12.7%	21,576	60.1%	9,784	27.2%

※年齢不詳を按分した人口で集計

※65歳以上人口の割合が、25%を超えた(H22国調：20.8%)

4) 近隣の状況

自治体名	人口数				世帯数			
	H27年	H22年	増減数	増減率	H27年	H22年	増減数	増減率
北海道	5,381,733	5,506,419	△124,686	△2.3%	2,444,810	2,424,317	20,493	0.8%
札幌市	1,952,356	1,913,545	38,811	2.0%	921,837	885,848	35,989	4.1%
江別市	120,636	123,722	△3,086	△2.5%	51,983	51,170	813	1.6%
千歳市	95,648	93,604	2,044	2.2%	40,638	38,541	2,097	5.4%
恵庭市	69,702	69,384	318	0.5%	28,846	27,634	1,212	4.4%
北広島市	59,064	60,353	△1,289	△2.1%	23,551	22,991	560	2.4%

※いずれの自治体も世帯数が増加。65歳以上年齢割合の増加に伴う単身世帯の増加が背景と考えられる。

恵庭市公式 facebook ページ本運用開始について

平成28年6月20日から試験的に運用しておりました、恵庭市公式 facebook ページの本運用を11月21日（月）より開始しました。

1、恵庭市公式 facebook ページ事業の目的

SNS 特有の情報網によって、級数的に情報が伝達される「情報の拡散性」と、スマートフォンなど常時携帯している媒体を通して伝達する「情報の即時性」を利用し、市公式ホームページとは異なる方法で、恵庭市の情報を市内外の人に広報する事業です。

2、試験運用期間での効果

平成28年6月20日～11月4日までの記事投稿数は90件、総「いいね」数1,450回、総「リーチ」数37,052人。うち最も「いいね」「リーチ」の数が多かったのは「えにわのカントリーサイン」についての記事で、「いいね」数48回、「リーチ」数2,003人でした。1記事の平均「いいね」数は約16回、平均「リーチ」数は約411人であり、一定の効果を得られています。

- ・「いいね」・・・投稿された記事について、良いと思った場合に「いいね」ボタンを押すこと。「いいね」ボタンを押したという情報は、facebook 上の友達に自動的に共有される
- ・「リーチ」・・・そのページを閲覧したこと。「リーチ数」＝閲覧者数

3、投稿の手順

- ①各課で選出した facebook 発信担当者に記事の投稿を依頼する
- ②記事作成様式に基づき、発信担当者が記事を作成する
- ③所属課長（発信管理者）の決裁を受け、facebook ページに投稿する
※休日の庁舎外でのイベントなどにおいて、その場で会場の様子を facebook に投稿したいなど、所属課長の決裁を受けられない状況での情報発信も例外的に認める